

学校保健に関することについて



1：健康診断

健康で安全な学校生活を過ごすために、1学期に健康診断が集中して行われます。関係書類を入学式に配布し、始業式に提出していただきます。出し忘れのないようお願いします。

★身体測定（身長・体重）…学期ごとに1回

★その他の検査、検診（1年生の場合は次の通りです）



視力検査、聴力検査、尿検査、心臓検診、内科検診、眼科検診、歯科検診、耳鼻科検診、結核検診

- ◆検査の結果、より詳しい検査や治療が必要な場合に、個別に「受診勧告」を渡します。治療が必要な場合は早めに受診して下さい。身体測定・視力検査の結果は「けんこうのきろく」でのお知らせになります。定期的に配布しますので、結果をご覧になられたら認印を押して学校に返却してください。

学校を欠席する場合



2：感染症予防

欠席理由がはっきりしている場合は、当面の間は、配付する連絡帳でご連絡下さい。その後の連絡方法は後日お知らせします。また、感染する可能性のある病気にかかった場合は、必ず学校へ連絡して下さい。治癒後に登校する際には、医師の指示または、出席停止期間を過ぎた後登校して下さい。（医師の診断書は必要ありません）

◆以下の病名が診断された場合は、出席停止扱いとなります

新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として5日を経過、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症して5日を経過、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹にかさぶたができるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症	病状により医師の指示があるまで

その他の感染症とは、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症です。
溶連菌感染症・手足口病・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎（ノロ、ロタ）・伝染性紅斑（りんご病）・マイコプラズマ肺炎などがあります。

学校でけがをしたり、体調不良をおこした場合



3：応急手当について

- ・学校での手当てはあくまで応急手当ですので、帰宅後も様子を見て下さい。
- ・けがについては、医師の処置が必要と判断した場合は、家庭と連絡を取りながら受診します。その後の通院はご家庭でお願い致します。
- ・腹痛、頭痛などがおこり授業を受けるのが困難な場合、ひとまず保健室で休養しますが、状態が回復しない場合は、発熱の有無にかかわらずご家庭で静養していただくよう連絡をとらせて頂きます。
- ・ご家庭での怪我の対応は致しかねます。また、保健室から内服薬を渡す事は出来ませんので、ご理解のほどよろしくお願い致します。



4：緊急連絡個人票について

健康診断の資料、体調不良やけがをしたときの家庭連絡など、日々の健康管理の手だてとして使います。アレルギーや体質的なこと、ひきつけを起こしたことがある、よく熱を出すなど、既往歴の情報は記入もれのないようにお気を付けください。また、留守の時の連絡方法（携帯電話・勤務先等の電話番号等）を必ず記入して下さい。変更、訂正等がある場合はすぐに担任にお知らせ下さい。

大きなけがをした場合

5：学校管理下において医師の治療を受けた場合の医療費等の給付制度

- ① 日本スポーツ振興センター（別紙参照）
- ② 枚方市学校園安全共済会（別紙参照）

学校管理下（正規の登下校の道も含む）の怪我で、ご家庭から病院へ行かれた場合はお知らせください。

元気よく学校で過ごすために



6：規則正しい生活を

十分な睡眠をとること、朝食を食べること、排便をすましてくること、歯磨きをきちんとすること、適度な運動をすることなどの習慣づけを心がけて下さい。

*入学当初は、大変疲れます。帰宅後は十分に休養させてあげてください。

令和6年度（2024年度）独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

枚方市教育委員会

平素は、枚方市教育施策にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

枚方市教育委員会では枚方市立小中学校（以下、「学校」といいます。）に在学児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入するかしないかを、別紙の同意書にご記入の上、令和〇年〇月〇日に学校長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和5年4月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。なお、次年度以降、災害共済給付制度の加入・未加入の切り替え希望の方は、新学年の4月中にお申し出ください。4月以外の年度途中には、新規加入または未加入への切り替えはできません。

■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 460円（枚方市負担額 475円）

※負担金額は年額です。

※5月1日現在において、生活保護世帯及び就学援助受給者世帯に属する児童生徒分については市が全額負担します。

※年度途中で転入された方のうち、転入前の学校で加入済みの方は、転入年度の掛金は不要です。

*以下は、JSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、内閣府令で定めるもの （ ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病 ）	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死（学校の管理下において発生したもの） 運動などの行為と関連のない突然死（学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合1,500万円〕 死亡見舞金 1,500万円 〔通学（園）中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

見本

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

同意書

枚方市教育委員会 宛

■ 加入する場合

- ① 教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、枚方市教育委員会が設置する小学校または中学校に在学する間、下記児童または生徒が加入することに同意する。
- ② 保護者負担の掛け金を毎年度支払うことに同意する。
- ③ 児童または生徒の名簿を「災害共済給付オンライン請求システム」にて独立行政法人日本スポーツ振興センターへ提出することに同意する。
- ④ 災害時発生及び診療等の状況を「災害共済給付オンライン請求システム」等で提出することに同意する。

■ 加入しない場合（「■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額」を受けることができません。）

- ① 教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、枚方市教育委員会が設置する小学校または中学校に在学する間、下記児童または生徒が加入しないことに同意する。
- ② 災害共済給付制度に加入する場合は、校長に申し出た上で、毎年4月の加入受付期間中に申し込むことに同意する。
- ③ 現在、他校で本年度の災害共済給付制度に加入している場合は、本年度の災害時発生及び診療等の状況を「災害共済給付オンライン請求システム」等で提出することに同意する。

災害共済給付制度に

加入する ・ 加入しない

(どちらかに○をしてください。)

枚方市立 _____ 学校

_____ 年 組 番 児童生徒氏名

_____ 年 月 日 保護者氏名（署名）

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。